

地域歯科保健活動の中での 在宅者歯科医療の位置づけ

名古屋市昭和区歯科医師会 公衆衛生委員会
坂 井 剛

◎はじめに

昭和区は名古屋市の中心よりやや東南に位置し、人口 112,887人、歯科医師数68名と名古屋市内16区の内、旧市内に属する平均的な1つの区である。その形状は東西に長く東へ行くに従って丘陵地となる。環境的にも東西で違い、西半分は商店街を中心とした人情味豊かな商住地、東半分は名古屋大学、南山大学を中心とした文教住宅地となっている。全体的には農地や歓楽街といった極端なものも無く、落ち着いた環境の地域である。こうした中で、過去30余年に亘って地味な地域歯科保健活動が行われており、特にここ数年は、在宅者歯科保健、診療や名古屋市児童福祉センターの歯科室における障害児の歯科保健指導や診療にも積極的に取り組んできている。

昭和区の歯科保健活動の全体的な構成

昭和区歯科医師会は次の4本の柱を中心にして地域全体の歯科保健向上を目指して活動している。

1) 保健所で歯科医師会々員が全員で当番を組んで行なう活動

これには

- (イ)妊婦を対象とした母子歯科衛生相談。
- (ロ)1.5才児の健康診査。
- (ハ)3才児の健康診査。

(ニ)今年秋からは老人保健法に基づく40才以上の定期健康診査。

等があり、これらを補う意味で、保健所の歯科衛生士が行う、マタニティースクールでの母子歯科保健講座や1.5才～3才の間の半年毎の定期保健指導等も行われている。

2) 歯科医師会内の19名の公衆衛生委員会の先生方が行う集中的な歯科保健活動

これには

- (イ)毎年6月と11月に行われる、2才児を中心とした「歯の健康センター」の開設。
- (ロ)名古屋市児童福祉センターの歯科室の活動。
- (ハ)昭和保健所と協力して行う在宅者歯科診療。

等がある。

以上の2つの柱を事業として行う場合に、保健所との緊密な協力の基に実施している。「歯の健康センター」の会場も保健所であり、在宅者の診療の前処置として行う保健指導も保健所の歯科衛生士や保健婦が熱心に行っている。これは昭和保健所が昭和区のほぼ中心で交通の便が良い所にある為、住民が集まり易い事もあるが、何よりも30余年に亘る交流が本会と保健所との信頼関係につながった為である。これは地域歯科保健を推進する上で大切なことであり、結果的にその地域社会の幸せに通じるのである。

3) 3本目の柱は地域の幼稚園・保育園の園医や小・中学校の学校歯科医が行う地域歯科保健活動

これには

- (イ) 幼稚園・保育園の先生や小・中学校の担任の先生や養護教諭が教育として行う歯科保健教育。
- (ロ) 園歯科医や学校歯科医が学校保健法に基づいて行う定期歯科検診や臨時検診と事後処置。就学児検診や学校保健委員会への出席。
- (ハ) P T A活動と協力して行う学区内の保健活動等がある。この内、特に幼稚園・保育園に対しては昭和保健所に次の3つの点で強力な協力体制をお願いしている。

1つは園に対する歯科検診の勧奨であり、2つ目は、歯科衛生士を園へ派遣して行う、先生や保護者に対するブラッシング指導や保健教育であり、3つ目は毎年5月に行う、園の保母さんや先生に行う、園での歯科保健に資する研修会等である。

4) 4本目の柱は個々の歯科医院で行う「歯の健康を守る・歯科友の会」の活動

この活動は愛知県歯科医師会が各歯科医院の窓口を通して行う、地域の或いは家庭での歯科保健活動という考え方で始めたもので、具体的には地域住民と個々の歯科医とのコミュニケーションを深めてもらう為、会員となった患者さんに「友の会だより」という機関誌を配布したり、歯の健康教室へ参加してもらったりして、歯科保健に関する教育をしたりするものである。個人レベルでの歯科保健活動という新しい考え方と言える。

◎在宅者歯科医療の位置づけ

地区の歯科医師会という組織レベルで在宅者歯科医療を考える時、ここで述べる如く地域歯科保健全体の中では、非常に重要ではあるが、そのごく一部であり、この方面に関心のある公衆衛生委員の中の一部の先生をお願いして対処しているに過ぎない。もちろん対象となる患者さんは個人的に掛り付けの歯科医を持たない人で、保健所の窓口を経て、どうしても必要であると分かった人達だけであり、年間5～6名の少数に留まっている。

今後の方向づけが難しい。